

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(総務省・内閣官房)

制度名	郵便貯金銀行及び郵便保険会社が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設	
税目	消費税	
要望の内容	関連銀行及び関連保険会社（以下「関連銀行等」という）となる郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融二社」という）が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とする。	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲31,300 百万円 (一 百万円)

	<p>(1) 政策目的</p> <p>関連銀行等となる金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>郵便貯金銀行及び郵便保険会社が窓口業務を委託することにより負担する消費税については、平成19年10月の郵政民営化において、法律において強制的に分社化され、また、免許付与の条件として「継続的な業務委託」が課されたことから、経営判断の余地なく、郵便局株式会社を相手として、金融窓口業務を委託することとなったことにより生じたものである。</p> <p>今回、郵政民営化法等の一部改正等により、郵便の他、貯金・保険の基本サービスもユニバーサルサービスとして位置づけられ、当該サービスの提供主体である日本郵便株式会社には、ユニバーサルサービスの提供という責務が明記されている。これを確実に実現するため、改正法施行時においては、郵便貯金銀行及び郵便保険会社がそれぞれ関連銀行及び関連保険会社として、日本郵便株式会社と窓口委託契約の締結が義務づけられ、その範囲は、いわゆる不採算地域も含めたあまねく全国のエリアとなっており、これまで以上に、金融二社は、経営判断が介在しない大きな責務を有することとなっている。</p> <p>一方、他の金融機関においては、その経営上の判断により他社に業務を委託する場合は別にして、自らが利用者に金融サービスを提供していることから、業務委託に係る手数料の支払いに係る消費税は発生しない状況にあり、仮に、他社に業務委託をする場合においても、経営判断に基づく自由度が確保されており、金融2社の委託構造とは基本的に異なる状況にある。</p> <p>金融二社においては、受取利息等が収益の大宗を占めているという収益構造及び受取利息等が非課税売上であるため仕入税額控除が受け難いという金融サービス業の特徴から、業務委託により金融二社が負担する消費税が仕入税額控除されずに、多くの部分が企業の負担となっており、他の民間金融機関との間で、競争上著しく不利になっている。</p> <p>なお、平成27年度までに消費税率（国・地方）を段階的に10%まで引き上げることとなっており、このまま金融二社に対する消費税の負担が減免されない状況になれば、他の金融機関に比べ、追加的に負担している消費税は倍化し、金融二社の事業経営に与える影響、競争上の不利益が、より耐え難いものとなる。</p> <p>このため、関連銀行等となる金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p>
--	--

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	VII. 郵政行政 郵政行政の推進
		政策の達成目標	関連銀行、関連保険会社となる郵便貯金銀行、郵便保険会社が、銀行代理業者・生命保険募集人である日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の関係者は、日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社となる郵便貯金銀行及び郵便保険会社である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	

	要望の措置の妥当性	他の民間金融機関と異なり、関連銀行等は銀行窓口業務、保険窓口業務を日本郵便会社に業務委託することが義務付けられており、当該義務から発生する消費税を非課税とすることは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成17年度税制改正から要望	